

平成 27 年度

男女共同参画に関する県民意識調査

調査のお願い

皆様には、日頃から、和歌山県政に御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、県では、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組んでいるところです。

この調査は、県民の皆様の男女共同参画に対するお考えや御意見を把握し、今後の施策を検討するうえでの資料とするために実施します。

調査対象は、県内にお住まいの 20 歳以上の男女各 1,500 人を市町村の住民基本台帳から無作為に選ばせていただきました。アンケート用紙にあなたのお名前を記入していただく必要はありません。

また、回答していただいた内容を本調査の目的以外に利用することはありません。

お忙しいところ誠にお手数をおかけしますが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

平成 27 年 6 月 和 歌 山 県

ご記入にあたってのお願い

1. この調査は個人を対象としていますので、あて名の方御自身が記入してください。
2. 回答は、問 1 から順に、質問ごとに用意した回答の中から、あなたのお考えにあてはまる番号に○印をつけてください。「その他」にあてはまる場合には、() 内に具体的な内容を記入してください。
3. 質問によっては、ある条件に該当する方だけに回答していただくものがありますが、その場合は説明に従ってお答えください。
4. 回答が終わりましたら、アンケート用紙を同封の返信用封筒に入れて、7月28日(火)までに切手を貼らずに投函してください。(アンケート用紙、返信用封筒に、お名前、御住所を記入していただく必要はありません。)

この調査についてのお問い合わせ先

わからないことがあれば御連絡ください

和歌山県 青少年・男女共同参画課

電話：073-441-2510 ファックス：073-441-2501

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

あなた自身とあなたのご家族について

F 1 あなたの性別は。

1 女性

2 男性

F 2 あなたの年齢は。(平成 27 年 4 月 1 日現在)

1 20～29 歳

4 50～59 歳

2 30～39 歳

5 60～69 歳

3 40～49 歳

6 70 歳以上

F 3 あなたが現在生活している御家庭の家族構成は。

1 一人暮らし(単身世帯)

2 夫婦だけ

3 親と子など(2世代世帯)

4 祖父母と親と子など(3世代世帯)

5 その他(具体的に)

F 4 あなたは結婚していますか。

1 結婚している

2 過去に結婚していたが、離別または死別した

3 事実婚をしている(婚姻届を出してはいるが、事実上婚姻している状態)

4 過去に事実婚をしていたが、離別または死別した

5 結婚していない

6 その他(具体的に)

F 5 あなたの職業は。

1 農林漁業の自営業(家業手伝いを含む)

6 学生

2 商工・サービス業の自営業(家業手伝いを含む)

7 家事専従者(専業主婦・主夫)

3 開業医、弁護士、芸術家などの自由業

8 無職

4 常勤の勤め人

9 その他(具体的に)

5 パートやアルバイトなどの非常勤の勤め人

F 6 あなたのお住まいの地域は。

1 和歌山市

5 有田市・有田郡

2 海南市・紀美野町

6 御坊市・日高郡

3 岩出市・紀の川市

7 田辺市・にしむろくん西牟婁郡

4 橋本市・伊都郡

8 新宮市・ひがしむろくん東牟婁郡

男女平等意識について

問1 あなたは、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

(①～⑧の項目それぞれについて、1つだけに○印)

	優遇されている 非常に 男性のほうが	優遇されている	どちらかといえば 男性のほうが	平等である	どちらかといえば 女性のほうが 優遇されている	優遇されている 非常に 女性のほうが	わからない
(例) 選挙権においては	1	2	3	③	4	5	6
①家庭生活では	1	2	3	4	5	6	
②職場では	1	2	3	4	5	6	
③学校教育の場では	1	2	3	4	5	6	
④地域活動の場では	1	2	3	4	5	6	
⑤社会通念・慣習・しきたりなどでは	1	2	3	4	5	6	
⑥法律や制度のうえでは	1	2	3	4	5	6	
⑦政治の場では	1	2	3	4	5	6	
⑧社会全体では	1	2	3	4	5	6	

問2 「男は仕事、女は家庭」など、性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどのように
に思いますか。(1つだけに○印)

- | |
|---|
| <p>1 賛成である</p> <p>2 どちらかといえば賛成</p> <p>3 どちらかといえば反対</p> <p>4 反対である</p> |
|---|

家庭生活について

問3 あなたの普段（平日と休日）の生活時間について、1日に費やす時間はどのくらいですか。

（①～⑥の項目それぞれについて、1つだけに○印）

		上段 (平日)	該当しない	全くない	1時間未満	1時間～2時間	2時間～5時間	5時間～8時間	8時間～12時間	12時間以上
		下段 (休日)								
(回答例)	平日	1	2	③	4	5	6	7	8	
	休日	1	2	3	4	⑤	6	7	8	
①家事	平日		2	3	4	5	6	7	8	
	休日		2	3	4	5	6	7	8	
②育児・子育て	平日	1	2	3	4	5	6	7	8	
	休日	1	2	3	4	5	6	7	8	
③介護	平日	1	2	3	4	5	6	7	8	
	休日	1	2	3	4	5	6	7	8	
④収入を得る仕事	平日		2	3	4	5	6	7	8	
	休日		2	3	4	5	6	7	8	
⑤地域活動	平日		2	3	4	5	6	7	8	
	休日		2	3	4	5	6	7	8	
⑥余暇や娯楽・趣味	平日		2	3	4	5	6	7	8	
	休日		2	3	4	5	6	7	8	

問4 問3で回答された生活時間について、あなたの考える理想の時間より短いと思うものはどれですか。（あてはまるものすべてに○印）

- | | | | |
|--------|------------|--------|-----------|
| 1 家事 | 2 育児・子育て | 3 介護 | 4 収入を得る仕事 |
| 5 地域活動 | 6 余暇や娯楽・趣味 | 7 特になし | |

問5 男性が家事、育児、介護に積極的に参加していくために必要なことは何だと思いませんか。

(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|---|---|
| 1 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること | |
| 2 社会の中で、男性が家事、育児、介護などをする事についての評価を高めること | |
| 3 労働時間短縮や休暇制度を充実させ、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること | |
| 4 まわりの人が夫婦の役割分担意識等についての当事者の考え方を尊重すること | |
| 5 男性が家事などについて関心を高めるような啓発や情報提供をすること | |
| 6 仕事と生活の両立等の問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること | |
| 7 講座等を開催し、男性の家事などの技能を高めること | |
| 8 その他(具体的に |) |
| 9 わからない | |

問6 現在、あなたの家庭に介護が必要な方がおられる場合、その方の介護は主にどなたがしていますか。※介護が必要な方からみた続柄をお答えください。(1つだけに○印)

- | | | |
|------|----------------|---|
| 1 父 | 9 息子の妻 | |
| 2 母 | 10 娘の夫 | |
| 3 兄弟 | 11 ヘルパー等の介護従事者 | |
| 4 姉妹 | 12 施設で介護をしている | |
| 5 夫 | 13 その他(具体的に |) |
| 6 妻 | 14 介護が必要な人はいない | |
| 7 息子 | | |
| 8 娘 | | |

子育てや子どもの教育について

問7 (1) あなたの理想とする子どもの数は何人ですか。(1つだけに○印)

1 1人 2 2人 3 3人 4 4人以上 5 0人 6 わからない

(2) 実際の子どもの数は何人ですか。(1つだけに○印)

1 1人 2 2人 3 3人 4 4人以上 5 0人

問8 最近、生まれてくる子どもの数が減っています。それはなぜだと思いますか。(3つまでに○印)

- 1 子育てよりも自分や夫婦の生活を大切にしたい夫婦が増えたから
- 2 少ない人数の子どもをじっくり育てたい夫婦が増えたから
- 3 子育てへの不安など、精神的な負担が大きいから
- 4 子育てのための体力的負担が大きいから
- 5 子育てのための経済的負担が大きいから
- 6 育児に関して、家族や周囲の理解や協力が不十分だから
- 7 身近なところに子育てのことを気軽に相談できる相手がいないから
- 8 結婚をしない男女間の子ども(婚外子)に対する差別や偏見があるから
- 9 住宅事情がよくないから
- 10 経済的に自立できない若者が増えたから
- 11 出産や子育てと仕事を両立するための、職場環境の整備が不十分だから
- 12 保育施設や子育てに対する社会的援助が不十分だから
- 13 結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えたから
- 14 その他(具体的に)

問9 子育てについて、あなたのご意見に近いものはどれですか。

(①~⑨の項目それぞれについて、1つだけに○印)

	そう思う	どちらかとい えはそう思う	ない	どちらかとい えはそう思わ ない	そう思わない	わからない
(例) 自然は大切にしようがよい	①	2	3	4	5	
①子どもが小さいうちは、母親は育児に専念したほうがよい	1	2	3	4	5	
②子どもの世話の大部分は、父親にもできる	1	2	3	4	5	
③親が仕事をするために、子育て支援サービスを活用してもよい	1	2	3	4	5	
④子どもは、性別にかかわらず個性を伸ばすほうがよい	1	2	3	4	5	
⑤男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるのがよい	1	2	3	4	5	
⑥男の子は家事ができるように育てるのがよい	1	2	3	4	5	
⑦女の子は家事ができるように育てるのがよい	1	2	3	4	5	
⑧男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい	1	2	3	4	5	
⑨女の子は経済的に自立できるように育てるのがよい	1	2	3	4	5	

問10 男女平等教育をすすめるために、学校にどのようなことを期待しますか。(3つまでに○印)

1 学校生活の中での性別による役割分担を解消する	
2 男女の区別なく能力や個性を尊重した進路指導を行う (例：“男だから4年制大学へ、女だから短大へ”といった進路指導をやめるなど)	
3 人権尊重についての教育を推進する	
4 「性」が人間の尊厳に関わることへの教育を充実する (例：小学校の低学年から年齢に応じた性教育を行うなど)	
5 男女がともに社会参画する視点からの職業体験やまちづくりへ参加する	
6 男女それぞれの意見を尊重するような生徒指導を強化する	
7 教職員自身の男女平等教育への意識改革を行う	
8 学校全体で、男女平等教育に取り組む体制をつくる	
9 校長や教頭へ女性を積極的に登用する	
10 男女平等教育への保護者の理解と協力を得る	
11 その他(具体的に)
12 わからない	

就労について

問11 次にあげる就職と結婚、出産を中心にした「女性」の生き方について、あなたはどの考えに近い
ですか。

※なお、未婚の方は結婚したと仮定した上で、お答えください。

(1) 理想の（理想としていた）生き方（**1つだけに○印**）

女性の方へ：実際にできる、できないは別にして、あなたの理想とする生き方を選んでください。
男性の方へ：あなたの妻（パートナー）の生き方として、本来こうあってほしいと思う生き方を選んでください。

【女性の生き方】※ここでの職業とは、収入を得る仕事のことで。

- 1 結婚や出産にかかわらず、職業を持つ
- 2 結婚までは職業を持つが、結婚後は持たない
- 3 出産までは職業を持つが、出産後は持たない
- 4 結婚または出産を機に一時仕事を辞めるが、その前後は職業を持つ
- 5 結婚または出産後、初めて職業を持つ
- 6 一生職業を持たない
- 7 わからない
- 8 その他（具体的に

(2) 実際になりそうな（現実になりそうな）生き方（**1つだけに○印**）

女性の方へ：あなたの生き方は（将来も含めて）、実際にはどのようになりそうですか。
男性の方へ：あなたの妻（パートナー）の生き方は、実際にはどのようになりそうですか。

【女性の生き方】※ここでの職業とは、収入を得る仕事のことで。

- 1 結婚や出産にかかわらず、職業を持つ
- 2 結婚までは職業を持つが、結婚後は持たない
- 3 出産までは職業を持つが、出産後は持たない
- 4 結婚または出産を機に一時仕事を辞めるが、その前後は職業を持つ
- 5 結婚または出産後、初めて職業を持つ
- 6 一生職業を持たない
- 7 わからない
- 8 その他（具体的に

問12 働く場で、女性と男性は平等でないと思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○印)

- 1 賃金
- 2 昇進・昇格
- 3 能力評価
- 4 仕事の内容
- 5 仕事に対する責任の求められ方
- 6 研修の機会や内容
- 7 有給休暇や育児休業・介護休業等の取得のしやすさ
- 8 その他(具体的に)
- 9 特にない
- 10 わからない

【現在、職業(収入を得る仕事)を持っていない方にお聞きします。】

※ 現在、職業を持っている方は問14へお進みください。

問13 あなたは今後、適当な仕事があれば働きたいと思いませんか。(1つだけに○印)

- 1 今すぐに働きたい
 - 2 将来的には働きたい
 - 3 働きたいと思わない
- > 問14へお進みください

問13-1 働くとしたら、どのような形で働きたいですか。(1つだけに○印)

- 1 正社員(正職員)
- 2 派遣社員
- 3 パートタイム、アルバイト、嘱託
- 4 自分で事業経営
- 5 家業の手伝い
- 6 家での内職
- 7 その他(具体的に)
- 8 わからない

問 13-2 働きたいと思ったとき、気がかりなことは何ですか。(3つまでに○印)

- 1 自分のしたい仕事に就けるか
- 2 自分の資格や能力が通用するか
- 3 年齢で断られないか
- 4 職場の人間関係がうまくいくか
- 5 賃金など、望む労働条件が得られるか
- 6 自分の健康状態や体力で働けるか
- 7 家族の理解が得られるか
- 8 家事、子育て、介護との両立ができるか
- 9 保育所(園)、学童保育等を利用できるか
- 10 その他(具体的に)
- 11 特にない

問 14 女性が継続的に就労する(転職、再就職を含む)ためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまでに○印)

- 1 育児・介護休業などの休暇制度を利用しやすい職場環境づくりの推進
- 2 労働時間の短縮、フレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の導入
- 3 長時間労働の解消
- 4 職場における女性活用方針の明確化と男女の機会均等
- 5 技能・技術を身につけるための研修や職業訓練の機会の充実
- 6 育児や介護のための施設やサービスの充実
- 7 企業における再就職制度の整備
- 8 女性が働くことに対する家族や周囲の理解や協力
- 9 家事や育児、介護等への男性の参加
- 10 女性の就職、転職などに関する相談窓口の充実
- 11 その他(具体的に)
- 12 特にない

社会活動、地域活動等について

問15 あなたが現在参加している社会活動、地域活動をお答えください。(あてはまるものすべてに○印)

- 1 町内会・自治会・PTA活動
- 2 子ども会などの青少年育成活動
- 3 社会福祉に関する活動
- 4 消費者団体・消費生活グループの活動
- 5 趣味・スポーツ・教養等の活動
- 6 国際交流に関する活動
- 7 自然保護、環境保全に関する活動
- 8 まちづくりなどの活動
- 9 政党・労働組合などの活動
- 10 その他(具体的に)
- 11 いずれにも参加していない

問16 あなたが社会活動、地域活動を行う上で、どのようなことが問題になると思いますか。

(あてはまるものすべてに○印)

- 1 時間がない(仕事・家事・育児で忙しい)
- 2 育児・介護を頼める所(人)がない
- 3 健康や体力に自信がない
- 4 身近な所に活動する場所がない
- 5 経済的に余裕がない
- 6 配偶者や家族の理解が得られない
- 7 職場の上司や同僚の理解が得られない
- 8 リーダーや代表者になると責任が重すぎる
- 9 自分のしたい活動をしているグループや団体を知らない
- 10 その他(具体的に)
- 11 特に問題はない
- 12 活動自体したくない

問 17 防災・災害対策※における次の事項について、女性に配慮して取り組む必要があると思うものをお答えください。(①～⑦の項目それぞれについて1つだけに○印)

	特に必要である	必要である	必要でない	どうしようもない
(例) 人権を守る意識を高める	①	2	3	4
①防災に関する方針決定に女性の参画拡大を行う (例：防災会議構成員への女性の積極的な登用)	1	2	3	4
②女性消防職員・警察官を積極的に採用する (例：災害復興時における女性消防職員等の適正配置)	1	2	3	4
③避難所の設置・運営に配慮する (例：トイレ、更衣室の確保等)	1	2	3	4
④女性の相談窓口を設置する (例：女性相談員による専門の窓口設置)	1	2	3	4
⑤備蓄物資に配慮する (例：医薬品、介護用品の確保等)	1	2	3	4
⑥医療体制に配慮する (例：診察室の確保等)	1	2	3	4
⑦災害復興時における治安をよくする (例：夜間等の警備の強化)	1	2	3	4

※防災・災害対策について…

過去の災害時には、避難生活でのストレスや体調不良を訴える人の多くが女性であり、その一因が女性の視点からの防災・応急対策が不十分であったことが言われています。

～和歌山県男女共同参画基本計画から抜粋

人権、DV（配偶者等からの暴力）について

問 18 次のようなことが夫婦（事実婚や別居中を含む）や恋人の間で行われた場合、それを暴力であると思いますか。（①～⑮の項目それぞれについて1つだけに○印）

	どんな場合でも 暴力にあたる	ある うでない場合が	暴力にあたると思わない
(例) 笑顔で話しかける	1	2	③
①刃物などを突きつけて、おどす	1	2	3
②身体を傷つける可能性のある物で、なぐる	1	2	3
③平手でぶつ、足でける、物を投げつける	1	2	3
④なぐるふりをしておどす	1	2	3
⑤嫌がるのに、性的な行為を強制する	1	2	3
⑥見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑦何を言っても、無視し続ける	1	2	3
⑧交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する	1	2	3
⑨実家や友人との付き合いを制限する	1	2	3
⑩「だれのおかげで生活できるのか」「 ^{かいししょう} 甲斐性なし」などと言う	1	2	3
⑪大声でどなる	1	2	3
⑫生活費を渡さない	1	2	3
⑬避妊に協力しない	1	2	3
⑭中絶を強要する	1	2	3
⑮子どもに危害を加えると言っておどす	1	2	3

※問19、20、22、23の配偶者には婚姻の届出を提出していない「事実婚」を含みます。

問19 あなたはこれまでに、配偶者や恋人から、次のようなことをされた経験がありますか。

(①～⑤の項目それぞれについて1つだけに○印)

	何回もあつた	1、2回あつた	まったくくない
(例)花束をもらった	1	②	3
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体的暴力を受けた	1	2	3
②人格を否定するような暴言、脅迫やおどし、何を言っても無視するなどの精神的暴力を受けた	1	2	3
③友人や家族に会わせない、外出させない、手紙を勝手に見るなどの社会的暴力を受けた	1	2	3
④生活費を渡さない、借金を強いる、収入を教えないなどの経済的暴力を受けた	1	2	3
⑤見たくないのに、アダルトビデオ等を見せられたり、嫌がっているのに性的行為を強要したり、避妊に協力しないなど性的暴力を受けた	1	2	3

【問19の①～⑤のうち、1、2にひとつでも○印をつけた方にお聞きします。】

※問19の①～⑤すべて3の方は問23へお進みください。

問20 あなたはこれまでに、問19であげたような配偶者や恋人からの行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | | |
|----|----------------------------------|---|
| 1 | 警察 | |
| 2 | 法務局、人権擁護委員、民生児童委員 | |
| 3 | 配偶者暴力相談支援センター（県子ども・女性・障害者相談センター） | |
| 4 | 男女共同参画のための総合的な施設（県男女共同参画センターなど） | |
| 5 | 県庁、県振興局 | |
| 6 | 市役所、町村役場 | |
| 7 | 民間の機関（民間シェルター、NPO、弁護士など） | |
| 8 | 医師その他医療関係者 | |
| 9 | 教員その他学校関係者 | |
| 10 | 家族、親戚 | |
| 11 | 友人・知人 | |
| 12 | その他（具体的に | ） |
| 13 | どこ（だれ）にも相談しなかった | |

→【問20で「13 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。】

問21 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | | |
|----|---|---|
| 1 | どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから | |
| 2 | 恥ずかしくてだれにも言えなかったから | |
| 3 | 相談しても無駄だと思ったから | |
| 4 | 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから | |
| 5 | 加害者に「だれにも言うな」とおどされたから | |
| 6 | 相談相手の態度や言動によって不快な思いをさせられると思ったから | |
| 7 | 自分さえがまんすれば、なんとかやっていけると思ったから | |
| 8 | 世間体が悪いから | |
| 9 | 他人を巻き込みたくなかったから | |
| 10 | 他人に知られると、これまでどおりのつき合い（仕事や学校など人間関係）ができなくなると思ったから | |
| 11 | そのことについて思い出したくなかったから | |
| 12 | 自分にも悪いところがあると思ったから | |
| 13 | 相手の行為は愛情の表現だと思ったから | |
| 14 | 相談するほどのことではないと思ったから | |
| 15 | その他（具体的に | ） |

問22 あなたは、配偶者や恋人から暴力を受けたとき、どのような助けがほしいと思いましたか。
(あてはまるものすべてに○印)

- 1 一時的に加害者から逃れる場所の提供
- 2 警察官などによる介入
- 3 親身になって相談に応じてくれるところ
- 4 経済的自立のための就職の斡旋
- 5 加害者から離れて暮らすため、とりあえず必要なお金の貸与
- 6 自分と子どもの心のケア
- 7 同じような悩みを抱えた人たちとの対話
- 8 加害者に対する責任追及(損害賠償など)
- 9 加害者への教育(暴力防止など)
- 10 その他(具体的に)

【全員の方にお聞きします。】

問23 配偶者や恋人の間で、相手から暴力を受けたときに相談できる機関のうち、知っている所はどこですか。(あてはまるものすべてに○印)

- 1 警察
- 2 法務局、人権擁護委員、民生児童委員
- 3 配偶者暴力相談支援センター(県子ども・女性・障害者相談センター)
- 4 男女共同参画のための総合的な施設(県男女共同参画センターなど)
- 5 県庁、県振興局
- 6 市役所、町村役場
- 7 民間の機関(民間シェルター、NPO、弁護士など)
- 8 相談窓口として知っているところはない

問24 次にあげることのうち、あなたがセクシュアル・ハラスメントだと思うことはどれですか。
(あてはまるものすべてに○印)

- 1 地位や権限を利用して、交際や性的な関係を強要する
- 2 相手が嫌がっているのに、肩に手をかけたり、身体をさわる
- 3 宴席で、お酌やデュエット、ダンス等を強要する
- 4 容姿や服装に関することを繰り返して言う
- 5 相手が嫌がっているのに性的なことを話題にする
- 6 職場や学校、集会などの場でわいせつな話をする
- 7 ヌード写真やポスター、カレンダーなどを人目につくところに貼る
- 8 「結婚はまだか」や「子どもはまだか」などと、たびたび聞く
- 9 その他(具体的に)
- 10 特にない
- 11 わからない

問25 メディア（新聞・雑誌・テレビ・インターネット等）における性・暴力表現について、あなたはどうにお考えですか。（3つまでに○印）

- 1 女性（または男性）の性的側面を過度に強調するなど、いき過ぎた表現が目立つ
- 2 社会全体の性に関する道德観・倫理観が損なわれている
- 3 女性に対する暴力、犯罪を助長するおそれがある
- 4 そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない
- 5 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている
- 6 その他（具体的に
- 7 特に問題はない
- 8 わからない

問26 性犯罪、DV（配偶者等からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどの行為が社会問題になっていますが、このような行為を予防し、なくすためには、どうすればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○印）

- 1 家庭における男女平等や性についての教育を充実させる
- 2 学校における男女平等や性についての教育を充実させる
- 3 暴力や性に関する意識変革のための啓発をする
- 4 被害者のための窓口や相談所、保護施設を充実させる
- 5 被害者を支援し、暴力に反対する住民運動を盛り上げる
- 6 加害者に対するカウンセリングや更生プログラムなどを実施する
- 7 警察に被害届を出しやすい環境をつくる
- 8 捜査や裁判等の過程で被害者の心情等に配慮する
- 9 法律、制度の制定や見直しを行う
- 10 犯罪の取り締まりを強化する
- 11 過激な内容の雑誌、ビデオ、ゲームソフト等の販売や貸し出しを制限する
- 12 テレビ・新聞・雑誌などのメディアが、性・暴力表現についての倫理規定を強化する
- 13 その他（具体的に
- 14 わからない

